



鳥取県公報

令和7年9月26日（金）
第9728号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定の失効（568）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（3件）（569～571）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（572）（西部総合事務所環境建築局）・・・・ 3
◇ 公安告示	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律による指定 を受けた団体の事務所の所在地の変更の届出（1）（生活安全企画課）・・・・ 4
◇ 公 告	建築士免許の取消し（住宅政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	落札者の決定（病院局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	落札者の決定（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第568号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
7-知(1)-4	1 B z - L S D	令和7年9月2日	令和7年9月8日
7-知(1)-5	N B o c - D M T、 N B - D M T	"	"
7-知(1)-6	4 F - 4 - M A R、 4 - f l u o r o - 4 - M e t h y l a m i n o r e x、 p a r a - f l u o r o - 4 - m e t h y l a m i n o r e x、 4 F - M A R、 4 - F P O	"	"

鳥取県告示第569号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡大山町豊房字向林ノ一1946
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第570号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町下菅字瀬戸ノ谷尻345、字セドノ谷362

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第571号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町小原字一ノ谷653の1、653の2、654の1、655、668から671まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第572号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和7年9月26日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

1 開発許可の年月日及び番号

令和7年7月2日 鳥取県指令第202500085826号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市財ノ木町字篠津灘

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡伯耆町大殿1122

守家 一希

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第1号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第3条第1項の規定に基づき、指定団体から住所を変更した旨の届出があったので、同規則第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月26日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

名称	変更後の住所	変更年月日
鳥取県自転車軽自動車商協同組合	境港市大正町74	令和7年8月12日

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第3項の規定により公告する。

令和7年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 竹田 明義
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第2483号
- 4 取消しをした年月日 令和7年9月16日
- 5 取消しの理由 死亡

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 税務事務総合電算システム改修業務（国税情報システム更改に伴う国税連携データ仕様変更対応） 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年8月28日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契約金額 132,880,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県令和の改新戦略本部税務課
鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月26日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

1 調達件名及び数量	医療機器 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和7年9月3日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ジェイピーテック 東京都千代田区神田佐久間河岸46-3
5 落札金額	627,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和7年7月25日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県病院局総務課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月26日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

1 調達件名及び数量	電子カルテ端末等 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和7年9月8日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ケーオウエイ 米子市両三柳328
5 落札金額	72,050,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和7年7月25日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立中央病院医療情報管理室 鳥取市江津730